

平成二十五年二月二十四日

青森県教育委員会第二百九十四回臨時会

期日 平成二十五年二月二十四日(日)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 報告

報告第一号 議案に対する意見について

1

三 議案

議案第一号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人
事について

(非公開の会議)

議案第二号 学校職員の人事について

(非公開の会議)

議案第三号 学校職員の人事について

(非公開の会議)

議案第四号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する

規則案

2

四 その他

次期青森県教育振興基本計画について

4

五 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十五年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 平成二十四年度青森県一般会計補正予算（第六号）案（教育委員会所管分）
- 三 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 五 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 六 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第四号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、県費負担教職員の給与及び旅費（教育長が別に定めるものを除く。）に関する事務に関する教育事務所の管轄区域は、次のとおりとする。

教育事務所名	管轄区域
東青教育事務所	青森市、東津軽郡 むつ市、下北郡
中南教育事務所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡 五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡
三八教育事務所	八戸市、三戸郡 十和田市、三沢市、上北郡

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、西北教育事務所、上北教育事務所及び下北教育事務所にあつては、第五号に掲げる事務のうち第十一条第三項に規定する事務を除く。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

教育事務所が行う事務の一部の集約に係る所要の整備を行うため提案するものである。

〔その他〕

次期青森県教育振興基本計画の策定について

教育政策課

1 現在の青森県教育振興基本計画について

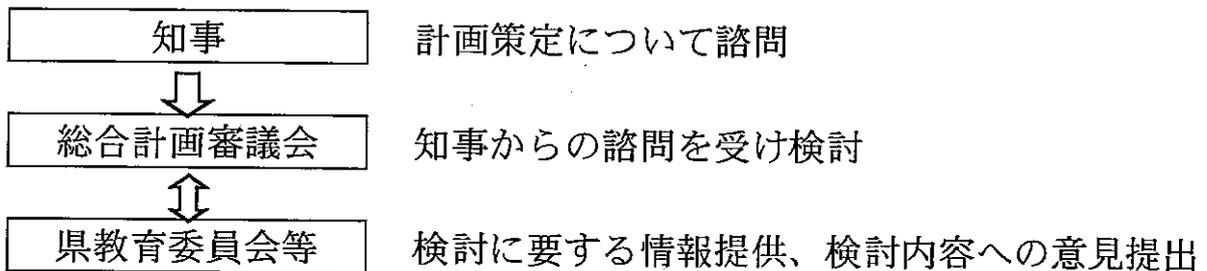
教育振興基本計画

……教育基本法第17条に基づき、国及び地方自治体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

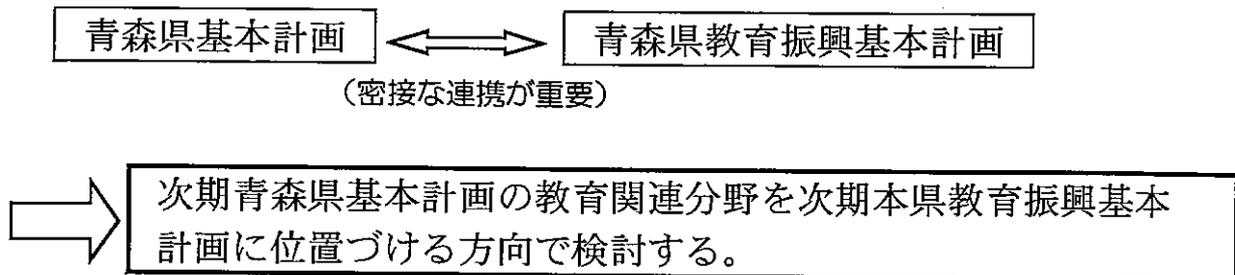
青森県教育振興基本計画

……青森県基本計画未来への挑戦の「教育、人づくり分野」
計画期間：平成21年度から平成25年度

2 次期青森県基本計画について



3 次期教育振興基本計画の方向性について



〔参考1〕 検討スケジュール（予定）

平成25年2月～9月	県総合計画審議会が次期青森県基本計画の検討
11月	次期青森県基本計画案の議会提出
12月	次期青森県基本計画の決定
平成26年2月	次期青森県教育振興基本計画の審議・決定

〔参考2〕現在の青森県教育振興基本計画

政策1 あおもりの未来をつくる人財の育成

- 施策 (1) 青森を体験し、青森を知る教育の推進
(2) 確かな学力の向上
(3) 豊かな心と健やかな体の育成
(4) 教員の資質向上と子どもに向き合える環境づくり
(5) 個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
(6) 安全・安心で質の高い教育環境の整備
(7) 社会が求める人財を育成するための教育の推進
(8) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力向上

政策2 あおもりの今をつくる人財の育成

- 施策 (1) 地域経済、地域づくりをけん引する人財の育成
(2) 農山漁村を支える多様な経営体の育成
(3) 人生の各段階に応じた多様な学習機会の提供
(4) 県民協働による地域づくりの推進
(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

政策3 文化・スポーツの振興

- 施策 (1) 歴史・文化の継承と発信
(2) 芸術文化活動の推進
(3) スポーツに親しみ、競技力を向上させる環境づくり